

2. 新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症は長期間に及んでおります。医療従事者やエッセンシャルワーカー(注 1)はじめ最前線で対応されている皆様に心から感謝申し上げます。

(注 1) エッセンシャルワーカーとは？ 主に医療・福祉、農業、小売・販売、通信、公共交通機関など、社会生活を支える仕事をしている方々のことをいいます。たとえば、医療・福祉の分野では、医師や看護師、介護士などが人々の生命や健康の維持に努めています。

全国では大都市中心に新型コロナの新規感染者数が急増し、地域によっては重症者向けの病床がひっ迫し始めており、第 2 波を超える拡大の状況に強い危機感を覚えます。第 3 波の特徴として、拡大ペースが早いこと、クラスターの多様化、高齢者の割合が増えていることが指摘されています。本県の新規感染者数はここ一週間 30～40 人で推移してきたものの昨日は 65 人と予断を許さない状況です。引き続き、感染防止を図りながら経済活動が継続できるよう、第 3 波への備えとして、重症化リスクの高い方への対策、クラスターを防止する対策が重要です。



- ① まず、今後新規感染者が急増した場合に備え、本県の重症者の受け入れ病床と、直ちに患者の受け入れが可能な即応病床の現状について伺います。
- ② 感染が拡大する地域ではクラスターが多様化し、飲酒の場に加え、職場や家庭、外国人のコミュニティー、医療機関、福祉施設など幅広く発生しています。本県では、多様化するクラスターを防止するためにどのように取り組まれているのか。あわせて重症化リスクの高いと言われる高齢者施設や障がい者施設では、施設内感染対策として、新規入所者には PCR 検査を必須とする施設が多くなっています。本県でも補正予算で高齢者施設、障がい者施設の従事者へ PCR 検査を実施することは極めて有効と考えますが、一方で入所者の PCR 検査を公費で実施する自治体もあります。本県として施設の従事者を対象とした理由、新規入所者についても PCR 検査の対象とすることを検討されては如何ですか。知事の所見を求めます。
- ③ 感染拡大が長期化する中での課題を以下、質問します。高齢者施設での

面会について、厚生労働省は施設側の判断で面会ができるよう緩和されました。面会の制限の緩和に踏み切る施設がある一方、重症化リスクから踏み切れない施設があり、面会や外出の制限で入居者の認知症の症状の悪化など影響が出ています。感染防止を徹底しながら面会が進むよう感染防止ガイドランの徹底や専門家による感染予防の研修を行うなど県としてどのように取り組んでいるのか伺います。

- ④ 医療機関においても面会禁止が長期間に及び家族が会えない状況が続く、認知症やうつ病を発症する患者も多いと聞いています。リモートでの面会を検討する病院に対して、Wi-Fi 環境や通信機器など備品整備、対応する職員の人件費等について補助を検討されては如何ですか、知事の見解を伺います。
- ⑤ 感染リスクを恐れての受診控えによって病院を訪れる方が減少しています。医療機関が経営面で打撃を受けるとともに、本来病院に来なければいけない人が、受診できていない恐れがあり、潜在的な疾患を抱えた方の病気が進行してしまうことを危惧します。小児科などで受診控えが顕著と聞きますが、受診控えの状況と県の対策をお聞きします。
- ⑥ 外出自粛や地域活動の休止により、高齢者が健康な状態から要介護へ移行する中間の段階のフレイルに、フレイルから要介護へ、明らかに介護保険の介護度が上がった人も多いと聞きます。新型コロナが長期化する中、対策を講じるべきですが知事の所見を求めます。

【小川知事の答弁】

◆重症者の受入病床と即応病床の現状について

重症者を受け入れる病床については、現時点で 90 床を確保しており、その稼働率は、12 月 6 日現在、11.1%となっています。

また、新型コロナ患者用に現在確保している 551 床のうち、重症者向けの 90 床を含め 312 床については、受入れ要請があれば即時に患者を受け入れる「即応病床」、として確保しています。

残りの「準備病床」として確保している 239 床についても、感染拡大時には、県の要請を受けて即応病床に転換して患者を受け入れることになります。

このように、患者の発生状況に応じて必要な医療を提供できる体制を整備し

ています。

クラスター防止のための取り組み及び高齢者施設等従事者の PCR 検査について県では、店舗や施設等で感染者が発生した場合には、他の感染者を早期発見し、さらなる感染の拡大及びクラスターの発生を防止するため、濃厚接触者に限らず、感染していると疑うに足りる正当な理由がある者も対象にして行政検査を行うこととしています。

次に、高齢者施設等の従事者を対象とした PCR 検査については、高齢者施設や障がい者施設の入所者は、特に重症化リスクが高いことを踏まえ、入所系施設で入所者と接する可能性がある職員を幅広く対象として、一斉・定期的を実施することとしています。

新規入所者については、この事業の対象としていませんが、クラスターが複数発生しているような地域においては、施設内の感染拡大を防止するため、必要に応じて行政検査の対象としてまいります。

◆高齢者施設における面会に向けた県の取り組みについて

国は、施設における面会について、全国一律に緊急やむを得ない場合を除き制限するとの基準を示していました。

一方で、面会の制限により、認知症の悪化など入所者の心身の健康への影響の観点から、10月15日の通知により、地域における発生状況等を踏まえた施設長の判断による制限へと変更した。

しかしながら、面会にあたっては、施設においては、基本となる感染防止対策は徹底して行う必要があることから、県では、これまで感染症専門の看護師に施設を訪問してもらったり、国等が作成した動画を活用した研修の実施を促してまいりました。

また、面会者が発熱や体調不良を訴えた場合や過去2週間以内に感染者等との接触があった場合などは面会を禁止すること、面会者のマスク着用や手指消毒を徹底することなど、面会実施に当たっての留意点についても、周知・徹底を図ったところです。

このほか、面会の機会を増やすという観点からは、国が推奨しているリモートによる面会のやり方などについて、施設へ情報提供してまいります。

◆リモートでの面会を行う医療機関への補助について

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため面会制限を行うことは、院内感染対策のためのやむを得ない措置である一方、患者と家族が触れ合う機会が減少することにより、認知症の状態に影響が生じたという調査結果もあります。

このような中で、患者と家族の面会が可能となるよう、医療機関では様々な工夫がなされており、情報通信機器を活用した面会も行われているところです。

県では、国の第2次補正予算を活用し、医療機関における感染拡大防止に要する経費を補助しており、情報通信機器を活用した面会に必要な備品の購入費や新たに雇用した職員の人件費についても、補助の対象としているところです。

◆受診控えの状況と対策について

厚生労働省の調査によると、外来診療に係るレセプト件数は、対前年同月比で、5月には21%の減少となったが、6月は10%の減少、8月には7%の減少と、全体としては回復しつつあります。

一方、診療科別では、小児科や耳鼻咽喉科における減少が著しく、8月においても小児科は26%の減少、耳鼻咽喉科は19%の減少となっています。

医療機関では、県民の皆さんが安心して受診できるようにするため、様々な感染防止対策に取り組んでおり、県では、全ての医療機関等を対象に、その経費を助成しているところです。

自己判断に頼ると、慢性疾患の症状が悪化するなど、健康上のリスクを高める恐れがあり、このため、県では、医療機関を適切に受診していただくよう、ホームページで周知しており、また、市町村等に対して、その周知の協力を依頼しているところです。

◆高齢者の健康維持等への対策について

新型コロナウイルスの影響が長期化する中においては、高齢者が感染リスクを避けながら健康を維持し、介護予防に取り組んでいただくとともに、介護の必要な方には、状態に応じた適切なサービスの提供が必要であると考えています。

介護予防としては、体操やレクリエーション活動を行い参加者同士が交流できる地域の「通いの場」が、コロナ禍においても安全に運営できるよう、感染

防止対策の具体例や留意点をまとめたチラシを作成し、市町村に周知を図ったところです。

また、外出を控えている高齢者が健康を維持していけるよう、各戸配布の「福岡県だより」で、自宅でできる運動をイラスト付きで紹介したほか、「ふくおか健康づくり県民運動」のホームページに日常生活の中でも簡単に取り入れられる運動や体操の動画を掲載しています。

さらに、介護サービスの利用控えなどにより、利用者の介護度が上がっていることも想定されるため、利用を再開する際に、適切なサービスが受けられるよう、事業所が行う利用者の状態把握に要する経費を助成しているところです。